

「ていねっていいね！区民の集い」設置要綱

（名称）

第1条 本会は「ていねっていいね！区民の集い」（以下「区民の集い」という）と称する。

（趣旨・目的）

第2条 「区民の集い」は、手稲区民がまちづくりを共に考え、行動することを通じて、区民が主役となり、愛着や誇りを共有できる“ふるさと手稲”づくりを推進することを目的とする。

（活動）

第3条 「区民の集い」は、前条に掲げる趣旨・目的を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 区内のまちづくりネットワークの推進に関すること
- (2) 区内各分野の団体による、情報・意見交換や研修等の集いの開催に関すること
- (3) 区全体のまちづくりの課題・意見の集約や区への提言の取りまとめに関すること
- (4) 手稲区マスコットキャラクターていぬの活用推進に関すること

（組織・運営）

第4条 「区民の集い」は、第2条に掲げる趣旨・目的に賛同し、意欲を有する区内の各種団体（以下「参加団体」という）の代表者をもって組織する。

- 2 「区民の集い」の運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。
- 3 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体を追加することができる。
- 4 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体以外の者を臨時に出席させ、報告等を求めることができる。

（役員）

第5条 「区民の集い」に座長1名、副座長1名及び運営委員長1名（以下「役員」という）を置く。

- 2 座長は、区民の集いを代表し、運営を統括する。
- 3 座長は、手稲区連合町内会連絡協議会会長をもって充てる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある時はその職務を代理する。
- 5 運営委員長は、「区民の集い」の円滑な運営のために必要な職務を行う。
- 6 副座長及び運営委員長は座長が選任する。
- 7 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

8 欠員の補充によって選ばれた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、「区民の集い」の運営に必要な事項の協議を行い、「区民の集い」の円滑な運営を図る。

2 運営委員会は、座長、副座長、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、参加団体の代表者から座長が選任する。

(区の連携協力)

第7条 区は、「区民の集い」の活動に積極的に支援協力を行うものとする。

2 区は、「区民の集い」の活動の成果を尊重し、区のまちづくりの推進に反映するよう努めるものとする。

3 「区民の集い」の庶務を行うため、事務局を市民部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、「区民の集い」の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年6月29日より施行する。

この要綱は、平成24年6月29日より施行する。

この要綱は、平成25年6月27日より施行する。

平成 30 年度「ていねっていいね！区民の集い」運営委員会構成員名簿

平成 30 年度「ていねっていいね！区民の集い」役員

(敬称略)

区 分	団 体 名	氏 名	
座 長	[手稲区連合町内会連絡協議会会長] 前田連合町内会会長 前田ふれあいまちづくり協議会会長 札幌手稲区防火委員会会長	ささぶち よしひろ 笹渕 吉弘	充て職 (前田)
副座長	手稲区 PTA 連合会会長	ち ば まさよし 千葉 雅可	(新発寒)
運営委員長	手稲区青少年育成委員会連絡協議会議長	たけや しんいち 竹谷 晋一	(富西)

平成 30 年度「ていねっていいね！区民の集い」運営委員

(敬称略)

区 分	団 体 名	氏 名	
運営委員	稲積安全・安心まちづくり協議会会長 札幌手稲防犯協会会長	さ さ き きよし 佐々木 針	(前田)
運営委員	手稲曙連合町内会会長 手稲文化協会会長	に い だ かずよし 丹伊田 和義	(手稲鉄北)
運営委員	山口団地連合自治会会長	こばやし まさかつ 小林 正勝	(手稲鉄北)
運営委員	稲穂連合町内会会長	ひらかわ と み お 平川 登美雄	(稲穂金山)
運営委員	手稲区スポーツ推進委員会会長	まつお ちあき 松尾 千明	(稲穂金山)
運営委員	手稲区連合町内会女性部長連絡協議会会長	かねうち あき こ 金内 明子	新任 (手稲)
運営委員	手稲区商店街連絡協議会会長	おかもと てるひさ 岡本 輝久	(星置)

平成 30 年 6 月 28 日現在

(平成 30 年 6 月 28 日現在)

「ていねっていいね！区民の集い」参加団体名簿

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
住民組織 (15)	手稲中央連合町内会	会 長	樋口 哲雄
	手稲曙連合町内会	会 長	丹伊田 和義
	手稲稲山連合町内会	会 長	畑中 裕
	山口団地連合自治会	会 長	小林 正勝
	前田連合町内会	会 長	笹渕 吉弘
	稲積連合町内会	会 長	松田 定雄
	新発寒わらび連合町内会	会 長	立花 邦雄
	新発寒連合町内会	会 長	佐々木 英明
	新発寒第一連合町内会	会 長	下立 実
	富丘連合町内会	会 長	武田 泰明
	西宮の沢連合町内会	会 長	松浦 憲昭
	稲穂連合町内会	会 長	平川 登美雄
	金山連合町内会	会 長	高橋 謙一郎
	夢トピア星置町内会連合会	会 長	小林 宏史
	星置連合町内会	会 長	大東 紘
	山口連合町内会		
まちづくり 地域ネットワーク (8)	ふるさと軽川街づくり協議会	会 長	樋口 哲雄
	手稲鉄北まちづくり協議会	会 長	畑中 裕
	前田ふれあいまちづくり協議会	会 長	笹渕 吉弘
	稲積安全・安心まちづくり協議会	会 長	佐々木 針
	新発寒まちづくり委員会	会 長	佐々木 英明
	富丘西宮の沢まちづくり協議会	会 長	武田 泰明
	稲穂金山活性化推進委員会	会 長	高橋 謙一郎
	夢のまちづくり星置・山口の会	会 長	小林 宏史
福祉・高齢者 (4)	手稲区社会福祉協議会	会 長	大東 紘
	手稲区民生委員児童委員協議会	会 長	大西 國男
	札幌市手稲区保護司会	会 長	岡本 和輝
	手稲区老人クラブ連合会	会 長	鈴木 清士
青少年 (2)	手稲区青少年育成委員会連絡協議会	議 長	竹谷 晋一
	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部	支部長	山澤 恭子
文化 (1)	手稲文化協会	会 長	丹伊田 和義

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
スポーツ ・健康づくり (3)	手稲区スポーツ推進委員会	会 長	松尾 千明
	手稲区体育振興会連絡協議会	会 長	鈴木 真吾
	手稲区食生活改善推進員協議会	会 長	園田 淳子
女性 (4)	手稲区連合町内会女性部長連絡協議会	会 長	金内 明子
	手稲区交通安全母の会連絡協議会	会 長	池田 文子
	札幌手稲更生保護女性会	会 長	武市 恵美子
	札幌市赤十字奉仕団手稲分団	分団長	風間 富子
防犯・防災等 (7)	札幌手稲区防火委員会	会 長	笹渕 吉弘
	札幌手稲防犯協会	会 長	佐々木 針
	札幌手稲暴力追放運動推進協議会	会 長	鹿内 正
	札幌手稲交通安全協会	会 長	平尾 正勝
	手稲区災害防止協力会	会 長	吹田 幸隆
	札幌市手稲消防団	団 長	日向 豊
	手稲区クリーンさっぽろ衛生推進協議会	会 長	渡邊 悦子
教育 (6)	札幌市小学校長会手稲支部 (稲穂小)	支部長	渡辺 聡
	札幌市中学校長会手稲区校長会 (稲穂中)	会 長	榎並 典昭
	手稲区高等学校校長 (手稲高校)	代 表	青木 秀司
	手稲区 PTA 連合会	会 長	千葉 雅可
	北海道科学大学	学 長	渡辺 泰裕
	北海道科学大学短期大学部		
	北海道薬科大学		
企業等 (5)	手稲区商店街連絡協議会	会 長	岡本 輝久
	手稲料飲店旅館協会	会 長	豊嶋 真
	北海道旅客鉄道株式会社 手稲駅	駅 長	堀江 猛志
	日本郵便株式会社 手稲郵便局	局 長	黒滝 寿
	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	院 長	成田 吉明

55 団体

※氏名の網掛けは交代のあった代表者の方

平成29年度「ていねっていいね！区民の集い」活動報告

活動テーマ「安全・安心なまちづくり」「区の魅力づくり」

1 第1回「ていねっていいね！区民の集い」

(1) 日時及び場所

平成29年6月29日(木)14時00分から15時00分まで
手稲区民センター2階区民ホール（手稲区前田1条11丁目）

(2) 内容

- ・ 「区民の集い」平成28年度活動報告
- ・ ていね活用委員会平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画
- ・ 平成29年度手稲区の目標と取組について
- ・ 手稲区地域防災事業者ネットワーク会議について
- ・ 「区民の集い」平成29年度年間計画

2 手稲区防災訓練

(1) 日時及び場所

平成29年8月29日(火)9時30分から12時00分まで
てっぽく・ひろば、手稲鉄北小学校体育館（手稲区前田2条12丁目）

(2) 内容

手稲区防災訓練に参加。てっぽく・ひろばでは、ロープの結索や負傷者の応急救護などの各種訓練を行い、鉄北小体育館では、避難場所生活体験訓練やAEDを使用した蘇生実技の訓練に取り組んだ。

(3) 手稲区防災訓練の様子



ロープ結索体験訓練



負傷者の応急救護訓練

3 第2回「ていねっていいね！区民の集い」

(1) 日時及び場所

平成29年11月19日(日)10時30分から12時00分まで
手稲区民センター2階第1・第2会議室及び区民ホール（手稲区前田1条11丁目）

(2) 内容

地域の防災訓練の参加者が高齢化・固定化しており、子育て世代などの参加が少ないといった課題があることから、若い世代に人気がある脱出ゲームの要素を取り入れた「体感型防災アトラクション ㊸」を実施。当日の午前は区民の集いの参加団体がゲームに取り組み、新たな視点で防災知識を学ん

だほか、午後は区内の親子連れなどの家族が参加し、幅広い世代の防災意識を喚起した。

(3) 平成29年度第2回「ていねっていいね！区民の集い」の様子



指令を受け取り謎解き開始



災害用伝言ダイヤルを用いた謎解き



新聞紙でスリッパ作製



新聞紙のスリッパで危険地帯を突破

4 手稲区災害時支え合い研修会

(1) 日時及び場所

平成29年11月27日(月)13時30分から15時40分まで

手稲区民センター2階区民ホール（手稲区前田1条11丁目）

(2) 内容

手稲区災害時支え合い研修会に参加。一般社団法人ウェルビー・デザイン理事長篠原辰二氏による、「手稲区における今後の災害時支え合い活動のポイント～アンケート調査結果から見た現状からの考察～」と題した基調講演のほか、区内町内会の取組の紹介などから災害時の地域での支え合いについて学んだ。



篠原氏による基調講演



町内会の取組発表

ていぬ活用委員会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、「ていねっていいね！区民の集い」（以下「区民の集い」という。）の下に設置し、ていぬ活用委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）の積極的な活用により、多くの人々に手稲区への愛着を深めてもらうとともに、活気あふれる元気な手稲区の実現を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ていぬの活用に関する企画及び運営に関すること
- (2) ていぬに関する財産の維持・管理に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第4条 委員会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 委員会設置時において区民の集いから引き継いだ財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第5条 委員会の経費は、前条各号の収入等をもって充てる。

(事業計画及び収支予算等)

第6条 委員会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、委員会の委員長が編成し、委員会の議決を経て、区民の集いに報告しなければならない。

- 2 委員会の収支決算は、委員会の委員長が作成し、事業報告とともに会計監査の監査を経て、委員会の議決を得、毎会計年度終了後に開催される区民の集いに報告しなければならない。
- 3 委員会の毎会計年度の収入は、当該年度の事業支出を賄えるものとし、利益（剰余金）は生じさせないものとする。利益（剰余金）が生じた場合は、特定寄付金に該当する団体に寄付を行う。

(会計年度)

第7条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 委員及び事務局等

(委員)

第8条 委員会は5名以上10名以内の委員（うち委員長1人、副委員長2人以内、会計監査1名）をもって構成する。

(委員等の選任)

第9条 委員長は区民の集い構成団体の代表の中から区民の集い座長が指名し、残る委員は委員長がていぬの活用に熱意を持ち活動できる者の中から、区民の集い座長の同意を得て選任する。

2 副委員長及び会計監査は、委員の互選により定める。

(委員の職務)

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会を構成し、この委員会の業務を執行する。

4 会計監査は、会計の監査にあたるものとする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、辞任のほか第13条及び第22条第1項に該当する場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の費用弁償)

第12条 委員には、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

(委員の解任)

第13条 委員に、委員としてふさわしくない行為があったときは、委員会において、委員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を手稲区市民部地域振興課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には地域振興課長をもってこれにあてる。

第4章 委員会

(権能)

第15条 委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 委員会の運営に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第16条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1を超える者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第17条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第18条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(議決)

第 19 条 委員会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 20 条 委員長は、委員会を招集するいとまがない緊急事項又は委員会等の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第 5 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、委員会において委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 22 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときに解散する。

- (1) 第 2 条の目的が達成されたとき
- (2) 手稲区マスコットキャラクターが廃止されたとき
- (3) 変更により、ていぬが手稲区マスコットキャラクターでなくなったとき
- (4) 財務上健全な活動を行う見込みがないと委員長が判断し、委員長を含む委員の 4 分の 3 以上の同意を得て解散の決議をしたとき

2 委員会の解散のときに存する残余財産は、委員会の議決を得、次のとおりとする。

- (1) 「ていぬ着ぐるみ」及び「ていぬ関連グッズ」並びにその他物品は、区民の集いに帰属する。
- (2) 残余金は、特定寄付金に該当する団体に寄付を行う。

第 6 章 雑則

(補 則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、ていぬ活用委員会の設置の日から施行する。
- 2 平成 25 年 6 月 6 日一部改正

平成30年度ていぬ活用委員会役員一覧

委員長	手稲区青少年育成委員会連絡協議会議長 竹谷 晋一
副委員長	北海道科学大学 東井 萌夏
会計監査	手稲本町商店街振興組合 松尾 里沙
	札幌市子ども会育成連合会手稲区支部 山澤 恭子
	ていぬデザイン担当 小黒 香
	ていぬ原作者 江幡 由衣

協力者	北海道科学大学 4年生 尾上 樹里
-----	-------------------------

ていぬ活用委員会 平成 29 年度事業報告

資料6

活気あふれる元気な手稲区の実現に向け、平成 29 年度においては、手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）を活用し、以下の事業を実施した。

1 活用事業

（１）各種イベントへの参加（着ぐるみの貸出）：94 回（105 回）

＜内訳＞

行政関係	24 回（37 回）	個人・企業等	24 回（20 回）
町内会等の地域行事	17 回（26 回）	福祉・医療関係	13 回（9 回）
学校・幼稚園	12 回（9 回）	子ども会	4 回（4 回）

※（ ）内は平成 28 年度実績。

（２）グッズの販売

- ・平成 29 年度の新商品
 - ①ボールペン 250 円
 - ②メモ帳 200 円
 - ③缶バッジ型ストラップ 200 円（再販）
- ・納涼子ども会まつり、ていぬ雪の祭典等、各種イベントで販売を行った。
- ・グッズの売上金額 864,790 円（930,590 円）

（３）ていぬ活用の企画

- ・次年度からの販売に向け、新しいグッズの企画・商品化を行った。
 - ① BABY(KIDS) IN CAR (1,100 円) ②パスケース (1,000 円)
 - ② クリアファイル（新デザイン） (250 円)

2 管理事業

（１）着ぐるみの維持管理

12 月、1 月に着ぐるみ 2 体のクリーニング及び補修を行った他、動産保険（免責 3 万円）に加入した。

（２）第三者からの着ぐるみやイラストデータ等の使用申請に関する承認及び調整

- ・着ぐるみの貸出承認／94 回（再掲）
- ・イラストデータの使用承認／31 回

（３）使用基準の改定

着ぐるみの貸出頻度が上がっており、受付期間に一定の基準を設けることが必要になったため、使用基準を改定した。

3 情報発信事業

（１）「ていぬ」が活用されるイベント・事業の紹介とその活動報告

ホームページ「ていぬの部屋」を計 7 回更新した。

「ダウンロード」のページ 4 回 「活動記録」のページ 1 回 「グッズ」のページ 1 回
使用基準の改定 1 回

（２）無料ダウンロードデータの提供

ホームページ「ていぬの部屋」において季節に応じた画像データをアップした。

（３）ていぬの活用に向けた情報発信

STV テレビの番組「ブギウギ専務」で、キャラクターと一緒に写真を撮った人を探す企画「ご当地キャラへの道」において、ゴールのキャラクターがていぬになった。

平成 29 年度「ていぬ」活動報告

4月～

新グッズの販売を開始しました！

- ボールペン：250 円
- メモ帳：200 円



7月 17 日

北海道みんなの日を PR する on ちゃんおはようたいそうに参加しましたです。



8月10日

「ばわふる☆きっずらんど」に行ってきたです。
北海道科学大学のでたくさんのお友達とダンスを踊
れて楽しかったです♪

かがくガオーくんにも会えて嬉しかったです！



9月～

札幌市手稲区共同募金委員会で、募金付ピンバッ
ジが製作されたです！500 円のうち、製作費を除い
た額が赤い羽根共同募金に全額寄付されるです！



9月23日

石狩さけまつりに参加してきました。

手稲区は隣接する石狩市、小樽市と連携し、行政
間・住民間の交流を深める事業を展開してるです。



9月24日

手稲区スポーツ・レクリエーション祭 2017 に参
加しました！たくさんの区民のみんなと良い汗を流
しましたです！



10月9日

手稲タンケンツアーに参加しました。

ツアーに参加したみんなをお出迎えしてみんなと一緒に記念写真を撮ったです。



11月18日

手稲区小学生バドミントン大会に参加しました。

手稲区体育館で行われた小学生バドミントン大会に参加してみんなを応援してきました。



12月

手稲本町タウンペーパーの誌上(得)劇場にボクが
たくさん活用されたです！



1月8日

成人式に参加しました。

手稲区体育館で行われた成人式に参加して、新成人の皆さんをお祝いしてきました。



2月11日・12日

「てっぽく・ひろば」で開催された、手稲の冬のお祭り「ていね雪の祭典」に参加しました。

夜には花火も上がったです。冬に見る花火もすごく綺麗だったですよー。ぼくの仕掛け花火もあったです。



ていぬ活用委員会
平成29年度 収支決算

1 収入

(単位：円)

項 目	29年度予算	29年度決算	増 減	備 考
繰入	428,185	428,185	0	前年度より
事業収入	900,000	864,790	△ 35,210	
その他	100	7	△ 93	銀行利息 7円
計	1,328,285	1,292,982	△ 35,303	

2 支出

(単位：円)

項 目	29年度予算	29年度決算	増 減	備 考
会議費	5,000	0	△ 5,000	
維持管理費	203,200	239,200	36,000	普くるみリ-ニッパ・メンテナンス 1号 129,600円 2号 86,400円 保険料 11,600円×2=23,200円
事業費	700,000	583,474	△ 116,526	販売手数料 116,630円 グッズ製作費 466,844円
事務費	10,000	2,016	△ 7,984	事務用品
寄付金	30,000	0	△ 30,000	
予備費	380,085	0	△ 380,085	
計	1,328,285	824,690	△ 503,595	

収入決算額 1,292,982 円
 支出決算額 824,690 円
 差引残額 468,292 円 次年度へ繰越

3 会計監査

本会計について、監査の結果適正であったことを確認しました。

平成 30 年 5 月 2 日

松原 里沙 

手稲区マスコットキャラクターていぬ（以下「ていぬ」という。）を活用し、活気あふれる元気な手稲区の実現に向け以下の事業を推進する。

1 活用事業

愛らしい「ていぬ」の活用による、元気な手稲区の実現に向け以下の事業を行う。

（１）各種イベントへの参加

区内外で開催される各種イベントに積極的に着ぐるみの貸し出し等を行う。

（２）グッズの販売

・当委員会の継続的な活動経費を確保するため、引き続きグッズの販売を行う。

・販売場所

①手稲区民センター（平成22年11月～）

②ていぬ・さくら館（平成23年11月～）

③星置地区センター（平成25年4月～）

④新発寒地区センター（平成27年6月～）

・各種イベント等において、主催団体と連携しながらグッズの販売を行う（主催団体への販売委託など）。

（３）ていぬ活用の企画

・新しいグッズの企画・商品化を検討する。

・ていぬの積極的な活用を図るため、当委員会の独自企画や委員会以外から寄せられる活用案を検討する。

（４）着ぐるみの制作

区からの助成金を活用し、新しい着ぐるみ（3体目）の制作を行う。

2 管理事業

当委員会が保有する「ていぬ」の着ぐるみ、イラストデータ等について以下の業務を行う。

（１）着ぐるみの維持管理（クリーニング、補修、動産保険の加入等）

（２）イラストデータ等の管理及び新たなデザインの作成

（３）第三者からの着ぐるみやイラストデータ等の使用申請に関する承認及び調整

3 情報発信事業

「ていぬ」を活用した元気な手稲区を多くの人にアピールするための情報発信を行う。

（１）「ていぬ」が活用されるイベント・事業の紹介とその活動報告

ホームページ「ていぬの部屋」において情報提供を行う。

（２）無料ダウンロードデータの提供

ホームページ「ていぬの部屋」において季節に応じた画像データをアップする。

（３）ていぬの活用が進むよう情報発信を行う。

ていぬグッズ 販売中

缶バッジ
100円



手作り本革バッジ
200円



クリアファイル
250円



ノック式消しゴム
200円



缶バッジ型ストラップ
200円



メモ帳
200円



ぐんて
260円



ボールペン
250円



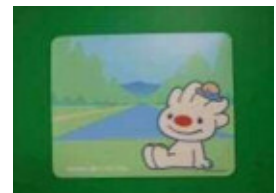
シール
200円



のびのび手袋
300円



マウスパッド
700円



手作り本革キーホルダー
800円



クリップ3個セット
300円



本革カードケース
1,000円



手作り本革小銭入れ
1,000円



マグネットステッカー
1,100円



ていぬ活用委員会
平成30年度 収支予算

1 収入

(単位：円)

項 目	29年度予算	30年度予算	増 減	備 考
繰入	428,185	468,292	40,107	前年度より
事業収入	900,000	850,000	△ 50,000	グッズ販売
助成金	0	900,000	900,000	区から（着ぐるみ制作費）
その他	100	10	△ 90	銀行利息
計	1,328,285	2,218,302	890,017	

2 支出

(単位：円)

項 目	29年度予算	30年度予算	増 減	備 考
会議費	5,000	5,000	0	会場費等
維持管理費	203,200	203,200	0	着ぐるみクリーニング・メンテナンス 180,000円（90,000円×2回） 保険料11,600円×2＝23,200円
事業費	700,000	1,700,000	1,000,000	販売手数料 100,000円 グッズ製作費 500,000円 着ぐるみ制作費 1,100,000円 〔内訳 活用委員会200,000円 助成金900,000円〕
事務費	10,000	5,000	△ 5,000	事務用品等
寄付金	30,000	10,000	△ 20,000	さぽーとほっと基金
予備費	380,085	295,102	△ 84,983	
計	1,328,285	2,218,302	890,017	

平成 30 年度

手稲区の目標と取組

人に優しい
まちづくり

2つの目標

ふるさと
手稲づくり

手稲区では、住んでいて良かったと実感できる「人に優しいまちづくり」と「ふるさと手稲づくり」を目標として区役所職員一丸となって取り組んでまいります。ここでは、目標達成に向けた具体的な取組を紹介します。

《詳細》総務企画課 ☎ 681-2425

目標達成に向けた
4つの取組

魅力の再発見と発信

1. 手稲山の魅力再発見

○手稲山ウォーキング ○親子スキー教室

2. 手稲区大使と「ていぬ」による魅力の発信

○手稲区大使を招いた地域行事への支援
○「ていぬ」絵柄付き出生・婚姻記念カードの配布
○「ていぬ」型の花壇造成・コケで作った「ていぬ」像の設置

大学や近隣市と
連携したまちづくり

1. 大学と連携したまちづくり

○ていね夏あかり ○食育啓発ほか

2. 近隣市との連携によるまちづくり

○JR手稲駅「あいくる」での観光PRイベント
○石狩さけまつりでの三市PRブースの出展
○三市による交通安全合同街頭啓発

安心して暮らせるまちへ

1. 地域の自主防災力の向上

○避難所へのブルーシート配布 **新規**
○防災リーダー研修 ○避難所開設運営実地研修ほか

2. 連携による地域の防災力の向上

○札幌市総合防災訓練 **当番区**
○地域防災事業者ネットワーク会議ほか

3. 交通事故・犯罪のないまちへ

○飲酒運転根絶に向けた交通安全啓発
○区ホームページやラジオを使った
犯罪発生状況等の発信

人と人が
支え合うまちへ

1. 地域での要配慮者避難支援の推進

○災害時要配慮者地域支え合い活動に関する研修

2. 知的障がいのある方への資格取得支援

○介護職員初任者養成講座

3. 地域で子育てを支える環境づくり

○こそだてインフォメーション
「きてみてルーム」 **充実**
○手稲ばわふる☆きっずらんど

取組の詳細は、
区ホームページで
紹介しています。



手稲区地域防災事業者ネットワーク会議(平成 29 年度)

■ネットワーク会議

日 時 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 14:00～16:30

場 所 札幌市手稲区民センター 2 階 区民ホール

議題等

(1) 構成員について

手稲区役所	KDDI(株) 北海道総支社
手稲消防署	社医法) アルデバラン 手稲いなづみ病院
北海道旅客鉄道(株) 手稲駅	社医法) 延山会 西成病院
ジェイ・アール北海道バス(株) 手稲営業所	医療法人秀友会 札幌秀友会病院
合同会社 西友 手稲店	医療法人 札幌緑誠病院
北海道コカコーラ・ボトリング(株)	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
北海道ガス(株)	(株)らむれす コミュニティ FM 三角山放送局
札幌市水道局	(株)北洋銀行手稲中央支店
北海道電力(株) 札幌西支社 お客様センター	学校法人 北海道科学大学
日本郵便(株) 手稲郵便局	(株)LIXILビバ スーパービバホーム手稲富丘店 (新規)
(株)NTTドコモ 北海道支社	

※オブザーバー：東洋水産株式会社北海道事業部

(2) 基調講演：物流事業者からみた災害ロジスティクス (株)日通総合研究所 顧問 興村 徹氏)

- ・災害支援物資輸送の基本
- ・東日本大震災と熊本地震での災害支援物資輸送
- ・なぜ被災者のもとに支援物資が届かないのか？
- ・災害支援物資輸送の課題
- ・「災害ロジスティクス」のあり方

(3) 医療専門部会の進捗状況(手稲溪仁会病院から報告)

- ・医療関係機関同士の連携強化に向けた取組
広域災害救急医療情報システム (EMIS) 運用研修会の実施
北海道ブロックDMAT (災害派遣医療チーム) と合同の災害訓練の実施
- ・手稲区独自の災害医療体制を構築するための取組
札幌市保健所が中心となり、市全体の災害時医療体制のあり方を数年かけて検討することとなったことから、本医療部会での検討は一旦休止し、全体像が見えてきた段階で、改めて検討を開始することとした。

手稲区 30 周年ロゴマークについて

1 制作意義

手稲区は、平成元年 11 月 6 日に西区から分区して誕生。平成 31 年度は区制施行 30 周年の節目の年となる。ロゴマークは、この「30 周年」を多くの方々に P R するために制作するものであり、地域や商店街、企業のみなさまなどが活動する際に一体感を持っていただけるよう、さまざまな展開をしながら多くの場面で活用していく。

2 制作・決定の流れ

北海道科学大学メディアデザイン学科に制作を依頼済み（5 月 30 日）

⇒学内選考により候補案 3 案を選定

⇒第 2 回区民の集いにおいてプレゼンテーションを実施後、投票により決定

3 ロゴマークの展開（予定）

バッジ、ステッカー、ポスター、旗、懸垂幕、広報資料、各種印刷物（名刺、名札）等

4 スケジュール

- ・ 5 月 30 日（水） 北海道科学大学に制作依頼
- ・ 6 月 28 日（木） 第 1 回の集いにおいて、ロゴマークを制作することを説明
- ・ 11 月下旬 北海道科学大学にて候補案（3 案）を選定
- ・ 12 月上旬 第 2 回区民の集いにおいて投票によりロゴマークを決定
- ・ 12～3 月 各種広報（広報さっぽろ、手稲区役所 H P 等）の実施
- ・ 4 月～ 手稲区 30 周年を記念した取組の開始

平成 30 年度「ていねっていいね！区民の集い」年間計画(案)

1 活動テーマ

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 区の魅力づくり

2 年間の流れ

6 月	15 日（金）	第 1 回「区民の集い」運営委員会
	28 日（木）	第 1 回「区民の集い」
9 月	3 日（月）	札幌市総合防災訓練（当番区）
11 月以降	未定	手稲区災害時支え合い研修会
12 月	上旬	第 2 回「区民の集い」運営委員会
		第 2 回「区民の集い」
2 月頃	未定	第 3 回「区民の集い」運営委員会